年金受給者限定金利優遇定期積金

はまゆう

令和７年４月１日現在

商品名	・ 金利優遇定期積金（はまゆう）
販売対象	・ 当金庫にて公的年金を受給されている方
期間	・ 2 年 6 か月（15 回払込）以上 7 年（42 回払込）以内
預入 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	 ・ 隔月（2 か月に 1 回） ・ 年金振込月（2,4,6,8,10,12 月）の 15 日（年金振込日）に掛金の払込みとなります。 ・ 契約店舗のご本人名義口座からの自動振替による掛け込みに限ります。 ・ 10,000 円以上 ・ 1,000 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を掛金引落口座へ入金します。
給付補填金 （1）利回り （2）給付補填金の支払方法 （3）計算方法	 ・ 固定金利 ・ 契約時に店頭表示のスーパー積金年利回りに 0.05%上乗せし満期日まで適用します。 ・ 給付補填金（お受取り利息）は満期日以後に一括して支払います。 ・ 給付補填金は、付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・ 給付補填金には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （なお、マル優はご利用できません。） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
手数料	――――
付加できる特約事項	・ 原則として「総合口座」の担保とすることができません。
中途解約時の取扱い	・ 原則として満期日前の解約はできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、別表（※1）の預入期間に応じた解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ※1. 別表「定期積金の中途解約利率表」

金利情報の入手方法	・ 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 別表（※2）のとおり受付けております。 ※2. 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
その他参考となる事項	・ 満期自動解約の取扱いの場合は、満期日の前日までに、すべての掛込みが完了している必要があります。 ・ 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。なお、満期自動解約の取扱いの場合は、満期日に自動解約され、掛金残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額（税引き後）について、契約店舗の本人口座へ入金します。 ・ 満期日に掛金総額に達していない場合は、初回掛込日から満期日の前日（解約日が満期日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、掛金残高相当額とともに契約店舗の本人口座へ入金します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。